

住まいのガイド〈管理規則〉

この「住まいのガイド」は、当マンションの建物賃貸借契約書に規定する「賃貸人の定める管理規則等」に該当します。

記載の内容を十分ご理解のうえ、遵守ならびにご協力いただきますようお願いします。

また、内容は予告なく変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 ご入館の方法

当マンションでは集合玄関にオートロックシステムを採用しています。入館する時は、入居者にお渡ししている鍵で集合玄関の扉をご自身で開錠し入館していただくか、専有室にいる他の入居者と集合玄関インターホンでご連絡、ご確認のうえ、室内からの開錠操作により入館していただくこととなります。館外に出る場合は、必ず鍵を持ってお出かけください。なお、原則として保安上、管理員室内の管理員等が、入居者のために集合玄関を開錠操作することはできません。

●建物に入るとき

オートロック玄関の鍵を自分で開錠もしくは各住戸内インターホンの操作により開錠操作を行ってください。

2 鍵の取扱い

当マンションの各住戸の鍵は集合玄関の扉の開錠も可能ですので、保安上極めて重要なものです。

鍵の取扱いには十分ご注意いただくとともに以下の点にご留意ください。

●禁止事項

- ①第三者への鍵の貸出は禁止します。
- ②お渡しした鍵の複製は禁止します。

●鍵を紛失した場合について

- ①紛失、破損された場合、管理員室には共用部以外の鍵はマスターキー、スペアキーとも保管していません。直ちにモリモトクオリティまでお申し出ください。
ただし、貸出は契約者又は入居者に限ります。
- ②鍵を紛失した場合、当マンション内における保安維持のため該当住戸の鍵錠前を取り替えることがあります。この場合取替えに要する費用は紛失した入居者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- ③なお、鍵紛失のお申し出があつてもすぐに対応することはできません。また、
休日・夜間の場合は翌平日の対応となります。鍵は入居者ご自身の責任で厳重な管理をされますようお願いします。
- ④メールボックス、宅配ボックスへの出し入れは禁止します。

●留意事項

- ①ハウスキーパー・ベビーシッター等の使用人の入退室、親戚等の一時的な滞在の場合は入居者ご自身の責任で鍵をお取り扱いいただきますようお願いします。
- ②保安上、管理員室では、鍵をお預かりしません。



3 管理員室（管理員常駐のマンションのみ対象です）

当マンションでは管理員室に管理員が勤務します。管理員は清掃業務も兼務しており、管理員室に不在の場合もありますのでご了承ください。なお、業務の都合により、事前の連絡をもって勤務時間を変更させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

管理員勤務時間外の非常事態発生時は、P.07の記載の「緊急連絡先」にご連絡ください。なお、各住戸へ緊急出動した際の費用は、ご入居者にご負担いただく場合があります。



4 メールボックス

当マンションの入居者宛の郵便物は、書留・小包以外は1階メールボックスに配達されます。お取り出しの都度、施錠の確認をして管理していただくようお願いします。

- ①ご不在の場合の宅配物は管理員室ではお預かりしません。
- ②当マンション宛の郵便は、(物件郵便番号)(物件住所)(物件名)(○○○号室)の宛先で配達されます。
- ③入居者への管理員室からのお知らせ文、メッセージ、宅配ボックス配達伝票等をメールボックスに投函することがあります。
- ④チラシやパンフレット等投函物に関する規制は管理員室ではいたしかねますので、あらかじめご了承ください。



5 トランクルーム（設置されているマンションのみ対象です）

当マンションには居住者用にトランクルームが付属しております。

使用に際しましては以下の点にご注意ください。

- ①トランクルームは各専有室と同じ扱いになりますので、その使用について管理会社は一切関知いたしませんが、その性格上、臭気のあるもの、危険物の持ち込みはお断りします。
- ②長期間の保管については保管品の変色・変質・変形等の可能性もありますので、定期的に内容物の状況の確認をお願いします。
- ③衣類、革製品、毛皮、書類、写真、貴重品等の保管には適しません。ご利用の際には、すのこや乾燥剤の使用をおすすめいたします。
- ④トランクルームの鍵も前述の住戸の鍵と同様に、お取扱いには十分ご注意ください。紛失・破損の場合は速やかに、モリモトクオリティまでお申し出ください。対応については住戸の鍵に準じます。
- ⑤トランクルーム内の廊下は共用スペースです。トランクルーム内の通路に家具や段ボールを放置することは、消防法上、禁止されています。なお、トランクルーム出入口のドアは保安上、原則常時施錠管理としますのでご協力をお願いします。
- ⑥トランクルーム内の照明が切れている場合には、管理員までご連絡ください。



6 警備・セキュリティーシステム

当マンションは警備会社との契約により、共用部の火災、非常(押ボタン)警報の感知等により出動する体制をとっています。
管理員勤務時間は管理員もあわせて警報発報に対応します。



●火災警報(センサーが設置されているマンションのみ対象です)

各住戸の天井に設置されたセンサーが火災を探知した場合、自動的に警報が発せられます。

この場合は速やかに避難してください。火が鎮火した場合、もしくは誤報の場合は警報停止ボタンを押して警報音を停止してください。そしてその旨を管理員もしくは警備会社へ連絡してください。

7 ゴミの取扱い

当マンションの住戸内で発生するゴミについては、清掃事務所の回収日に従い、館内のゴミ置場になるべく前日の夜から当日の回収時間までにお出しください。ゴミを搬出する際は、東京都その他自治体推奨のビニール袋をご使用のうえ、以下の点にご注意ください。



①ゴミの分別と収集日

ゴミ置場に掲載していますので、ご確認ください。

家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機)については清掃事務局では収集しません。過去にその製品を購入した小売店または新たに買い換える小売店に引取りを求めてください。

②搬出にあたっては、ゴミ置場内の分別区分にしたがって、ポリバケツ等に格納してください。

③搬出の際は、ゴミ袋の破損にご注意ください。搬出の際にカーペットなどを汚損した場合は修復費用をご負担いただくことになります。あらかじめご了承ください。

④引越の際のゴミについては引越業者に持ち帰らせてください。館内のゴミ置場に放置することは禁止します。

⑤年末年始は清掃局の回収が一定期間ありません。建物内のゴミ置場の容量にも限りがあります。この期間は特にゴミの少量化にご協力ください。

⑥当マンション以外のゴミ置場にゴミを出さないようにしてください。

⑦粗大廃棄物がある場合は、ご自身で清掃局にご連絡いただき、その指示に従ってください。

⑧紙くず、掃除機くず、削りくず等は指定の袋(紙又はビニール袋)に入れ、紐で結んでお出しください。

⑨天ぷら油等の廃油を台所の流しに捨てると配水管の詰まりの原因となりますので、絶対に流さないでください。



粗大ゴミは
個別に、清掃局へ
問い合わせ

可燃ゴミ(○曜日と○曜日)



ペットボトル
○曜日

ガラスびん
○曜日

8 駐車場（設置されているマンションの方のみお読みください）

●車庫証明について

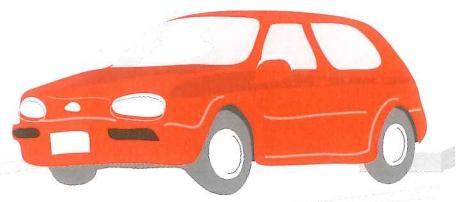
当駐車場敷地内を対象とする車庫証明書を提出する際は、「保管場所使用承諾書」に貸主の印が必要となり、日数と費用がかかりますので、余裕を持って手続きを行ってください（車庫証明書は所轄の警察署へのご提出となります）。

●駐車場の使用に際しての注意事項

- ①駐車に際しては、必ず契約上で指定された区画内に駐車してください。
なお、駐車区画の使用権の譲渡、転貸借はできません。
 - ②駐車場内に洗車設備はありません。また、オイル交換等の車両整備行為はお断りします。
 - ③来客用の駐車スペースは館内にはございません。
近隣のコインパーキング等をご利用ください。
 - ④建物周辺道路での違法駐車は来客者の車両であっても法令で禁止されているとともに、近隣の住民等に多大な迷惑をかけることになりますので、厳に謹んでください。スクーターやオートバイも同様です。当地域は違法駐車重点取締り区域にあたりますので、駐車違反車両は即刻、レッカーモービル等の処分が課されます。なお、管理員が巡回時に違法駐車を発見した場合、直ちに警察に通報します。
 - ⑤駐車場内での盗難、いたずら、事故等については一切責任を負いかねますので、車両の防犯対策等ご自身の責任で十分ご注意のうえご利用ください。
なお、駐車場内で異常を発見した場合は、管理員室もしくは警備会社まで速やかにご連絡をお願いします。
 - ⑥お子様が駐車場内で遊ぶ事がないよう、ご注意願います。
 - ⑦駐車場への出入りが終わりましたら、駐車場出入口にあるシャッターを忘れずに下ろしてください。
- ※ 入出庫終了後は必ず前面ゲートを上昇端まで上げてください。
- ⑧地下ピットに収納されている車両につきましては、局地的な集中豪雨や台風等の影響で冠水する可能性がございますので、地上に車両を出しておくようにしてください。



敷地内では所定の場所以外に
駐車（駐輪）をしないよう
お願いします。



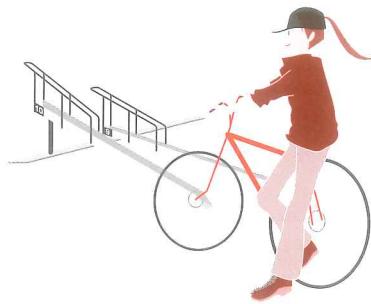
9 駐輪場（設置されているマンションの方のみお読みください）

駐輪場を利用する場合、事前に管理会社まで駐輪希望を申し出てください。駐輪場の利用は入居者のみとし、申し出のない自転車は放置自転車とみなし管理員が処分します。退去の際は忘れずに、自転車も搬出もしくは処分してください。退去後、所有者の引き取りの意思が確認できない場合、処分させていただきます。また、処分に費用がかかる場合、所有者の負担となります。

●駐輪に際しての注意事項

- ①駐輪場の出入口は、施錠されており各専有部の鍵で開錠することができます。
駐輪場床に固定バーが設置されていますので、格納する自転車はワイヤー・チェーンロック等で必ず施錠してください。駐輪場内の盗難、いたずら等については一切責任を負いかねますので、自転車本体他付属品にも十分ご注意のうえご利用ください。
- ②駐輪場に駐輪、格納するためには、自立スタンドが必要です。隣り合う自転車の駐輪を妨げぬよう、秩序をもって駐輪してください。自立スタンドのない自転車の駐輪は認めません。





- ③駐輪場はあくまでも自転車専用です。動力補助付の自転車も駐輪可能です。
- ④駐輪場に空気入れポンプ等の自転車本体以外の物を置くことを禁止します。
- ⑤乗客用の駐輪スペースはありません。
- ⑥事故防止のため、駐輪場出入庫の際は、自転車から降りて移動してください。

10 共用部一般

- ①電気室・ポンプ室・その他立入禁止場所および危険な場所へは立入らないようお願いします。
- ②敷地または建物外周、その他の共用部分、施設に看板、広告、標識等の工作物の築造・設置を禁止します。
- ③共用部分を不法に占有したり、物品・塵芥・煙草の吸い殻等を放置しないようご協力ください。

●エレベーター

非常時には操作パネル上部もしくは籠内左手奥側にある非常ボタンを押すことでブザーが鳴り、非常ボタン下にあるスピーカーを通じて管理員室または、エレベーター管理会社の管制室と連絡を取ることができます。誤って非常ボタンを押した際は管理員に連絡してください。

- ①エレベーターは自動運転となっていますが、過重の場合はブザーになりますので、無理な乗り込みはおやめください。また異常の場合は、エレベーター内に備え付けのインターホンでご連絡いただき、指示に従ってください。
- ②エレベーター内での喫煙は禁止事項となっています。

●共用部禁止事項

- ①共用部は主に消防法により、いかなる私物も配置することが禁止されています。
- ②公共料金のメーターボックスおよびパイプスペースには、いかなるものも収納することは禁じられています。

●注意事項

エレベーターホール、共用廊下には、植木鉢、傘立て、自転車、三輪車、乳母車、遊具、トランク、買い物袋、ランドリー関連の衣類、出前返却の器、ゴミ等は、たとえ一時的であっても放置することがないようご協力ください。



11 新聞の購読

保安上の理由から、新聞の購読契約による配達は1階メールボックスとなりますのでご了承ください。また、長期不在による配達の停止等は各入居者で手続きをお願いします。

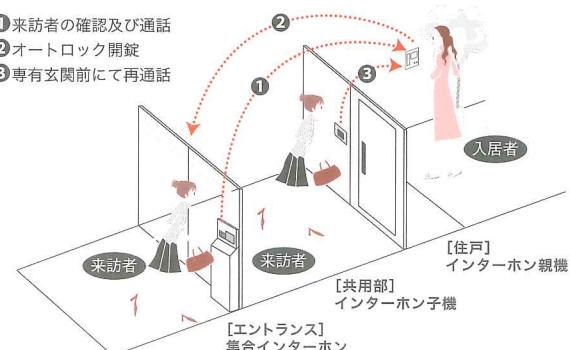


12 インターホン

当マンションの各住戸には、電話システムとは別に、インターホン開錠システムがあります。当マンション内の保安上、鍵の取扱いと同様、重要な事項ですので、十分ご理解のうえ、操作運用をお願いします。

集合玄関からのご家族やご来客の呼び出しと同時に、室内モニターに呼び出している方の姿が映ります。ご確認のうえ、開錠ボタンを操作することにより来訪者が入館できます。

専有玄関前にもインターホンがあります。ただし、専有玄関扉のインターホンは通話機能のみです。



13 テレビ受信

当マンションでは、テレビの受信システムは以下の通りです。

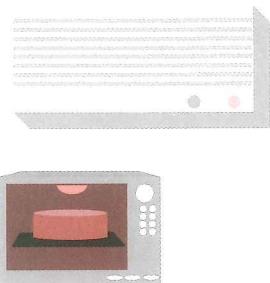
- CATV CSアンテナ
- BSアンテナ

詳しくは、各テレビ伝播サービス会社の説明書をご参照ください。今後の配信サービスについては、各テレビ伝播サービス会社の事情により変更されることがあります。変更や新たなサービス体制に建物の受信設備が対応できないことがあります。



14 電気

専有室内での電気の利用には、東京電力へ「使用者変更届」が必要となり、契約電力量内でのご利用となります(なお、電力の増量等に関しては、東京電力までお問い合わせください)。電気遮断ブレーカーが作動した場合は、まず使用中の電気器具を点検し、異常の有無を確認後、ブレーカーのレバーを上げてください。なお、電気料金は入居者のご負担となります。住戸の階数、方位、床の仕上げ、設備等の条件により、冷暖房にかかる電気料金に格差が生じます。ご承知おきください。



15 給湯

各住戸には、集中給湯システムが配備されています。長期の不在などの場合は、常時給湯設定の解除、給湯器主電源の遮断をお願いします。なお、設定温度の表示は摂氏ですので、ご利用の際、混合水栓で温度を調整するなど、温度設定には十分ご注意ください。詳しくは取扱説明書をご参照ください。



16 ガス

各専有室は東京ガスよりガスが供給されるよう準備ができます。ご契約後、東京ガスによる点検の後ご利用いただけます。ガス料金は直接東京ガスにお支払いください。

安全上の理由から、長期不在にされる場合、給湯器の主電源を遮断するようお願いします。また、ガス漏れ等の異常が認められたときは、至急東京ガスまでご連絡ください。

なお、あらかじめ定められた震度以上の地震が発生した時、ガスマータの安全装置が働き、ガスの供給が遮断されることがあります。この場合、すべてのガス器具の使用を中止し、スイッチ、ガスコック等を閉鎖したうえ、安全が確認された後、説明書に従い復旧操作を行ってください。ご不明な点は東京ガスまでお問い合わせください。給湯器本体が設置してある周囲には、可燃物をおかないようお願いします。



注意事項

※電気・ガス・給排水・通信等の諸設備を新設・増設・除去・変更する場合は、事前にご連絡のうえ、管理会社の承諾のもと実施してください。

17 空調・換気

- ①新築の建物は、コンクリート等に水分が含まれ湿気が多いため、窓の開閉などで換気を十分とていただきたいと、ご協力をお願いします。また、設置されている居室の給気口は常時「開」の状態に設定してください。
- ②浴室の使用後10分程度は、換気扇を作動して浴室内の換気・乾燥を心がけてください。
- ③壁側に設置する家具等は、必ず壁より3cm～5cm程度離して設置してください。
- ④ベッドを置く場合は、ベッドと床の間の換気をしてください。
- ⑤壁面等に湿気が発生した場合は、乾いたタオル等で拭き取り、カビ等が発生しないようご協力をお願いします。
- ⑥長期間留守にされる場合は、管理会社にその旨ご連絡いただき、室内の換気に十分ご注意ください。



●エアコン

エアコンを設置している居室では、フィルターの清掃を怠ると冷暖房、換気の効率を悪くするばかりか、装置の故障の原因となりますので、定期的にフィルターの清掃を行ってください。また、急激な冷房運転や、調理の際にキッチンの換気扇を運転しなかった場合、結露の原因となります。詳しくは、それぞれの機器の取扱説明書をご参照ください。

●乾燥機(設置しているマンションにお住まいの方のみお読みください)

浴室には乾燥機を設置していますので、使用後の浴室内の換気・乾燥や、洗濯物の乾燥等を行うことができます。エアーフィルターにゴミやホコリがたまると風量が減り、乾燥効果が低下しますので、1か月に1回程度、清掃をしてください。また、長時間に渡り温風や送風を体にあてないでください。「脱水症状」や「低温やけど」の原因になります。詳しくは機器の取扱説明書をご参照ください。

18 窓、ベランダやバルコニー

- ①ベランダやバルコニー内は消防法上火気の使用が禁止されており、バーベキュー・コンロ、バーナー、スマーカー、七輪等は使用できません。
- ②手摺り、腰壁、出窓近辺に落下の危険のある植木鉢等を置いたり、布団・毛布等を干すことを禁止します。
- ③ベランダやバルコニー上下双方の避難ハッチ、避難隔壁の近辺は、非常に場所に、避難の妨げとなるよう、物を置かないでください。
- ④ベランダやバルコニー内にパラボラアンテナの設置、その他の造作を施すことを禁止します。



- 以上(①～④)について危険と判断された場合、消防署等の当局から指導をうけた場合、対象物の撤去、指導内容を遵守していただきます。
- ⑤ベランダやバルコニーは外部の造作ですので、簡易的な防水仕様になっていますが、大量に散水したり、物品を洗浄したりすることは、避難ハッチを経由して階下への漏水事故の原因になりますので、ご遠慮ください。
 - ⑥ベランダやバルコニー内、特に排水口は、常日頃入居者の責任で清掃をお願いします。排水口の詰まりなどにより、大量の降雨の際、室内への漏水事故に発展する可能性があります。
 - ⑦ベランダやバルコニーのドアサッシ、その他の開閉ができ、容易に手の届く窓外面については、入居者の責任で清掃、拭きをお願いします。
 - ⑧外部に面した窓は、外出の際、閉扉・閉鎖の確認をお願いします。降雨による室内の損傷が発生した場合、入居者の費用負担で復旧していただきます。
 - ⑨防犯警備をセットする場合、セキュリティのセンサーが設置された窓を開じないと、警備をセットできません。またセキュリティセット後にセンサーの設置された窓を開けると警報音が鳴りますので注意してください。誤報の場合は、管理員または警備会社に連絡してください。
 - ⑩ハト巣作りの原因となるため、できる限りベランダやバルコニーに物を置かないでください。

19 その他の住戸内設備

付帯設備の取扱いに関しては、取扱説明書の内容に従い、適宜自主メンテナンスを行ってください。不十分な自主メンテナンスに起因する故障、重大な不注意や無理な使用による故障、故意の破壊行為による故障や損傷と判断された場合、修理交換にかかる費用は入居者のご負担となります。

- ①故障修理の手配は必ずコールセンターにお申し付けください。
- ②入居後の管球切れ、リモコン類の電池、その他付帯設備の消耗部品は、入居者のご負担で交換してください。
- ③室内の付帯設備については、すべて取扱説明書をお渡し(貸与)いたします。退去の際には、ご返却していただきますので、大切に保管してください。
- ④室内引き戸等の扉類は重量がありますので、開閉の際指をはさまないようご注意ください。特にお子様がけがをされないように十分ご注意ください。貸主側では事故の責任は負いかねます。



20 災害時の対応

当マンション内および建物敷地周囲で、万が一災害の発生を確認した場合、次の通り対処してください。

- ①火災が起った場合は、まず消防署(#119)に通報し、管理会社にご連絡をお願いします。
- ②出火の際は、通報後、最寄りの消火器等により初期消火にご協力ください。なお、消火活動をする場合、火勢や避難経路に十分注意し、状況に応じて無理せず迅速に避難してください。
- ③館内で火災報知器が火災を感知すると、警報が鳴ります。その際には、住戸の鍵を持って、館外の安全な場所に避難してください。
- ④火災や地震発生時は、エレベーターの使用はおやめください。階段や避難はしごを使用し、落ち着いて避難してください。エレベーターに設置された地震感知器が定められた基準以上の地震を感じた場合、エレベーターは自動的に原則最寄階へ移動を開始し、最寄階で扉を開いた後は完全に停止します。この状態からの復旧には専門家による作業が必要になります。
- ⑤地震等の大きな災害の場合、一時避難場所にいったん避難したのち、当局の指示に従い、広域避難場所に徒歩で避難してください。自動車による避難は、救助活動の障害になるばかりか大変危険ですので厳に謹んでください。

火災報知器、防犯設備等の非常器具類を、必要時以外に使用しないようお願いします。



避難するときは必ず窓・扉を閉めて延焼を防ぐようにご協力をお願いします。

□一時避難場所

□広域避難場所

注意事項

※万一に備えて避難方法・経路を事前にご確認くださいようお願いします。

21 防災について

当マンションでは消防計画および防災のため、消防法に基づき、次の事項を厳重に禁止しています。禁止内容をご理解のうえ、遵守いただきますようお願いします。

●禁止事項

- ①量の多少にかかわらず危険物の持ち込み。
- ②各種燃料ストーブ(石油ファンヒーター、ガスストーブ等)、バーベキューコンロ、プロパンガス、火鉢、七輪等の使用。
- ③ラウンジ、エントランス、共用廊下、エレベーター内、エレベーターホール、非常階段、駐車場など共用部分での喫煙。
- ④各共用廊下、エレベーターホール、駐車場、トランクルーム通路等に私物を置くこと。



自然発火、引火爆発の恐れがある物は持ち込まないようお願いします。

階段・消防隊専用栓・非常警報設備の付近、階段等緊急時の避難通路となる場所へ物品を放置しないようお願いします。

●確認および要望事項

- ①階段、避難ハッチなどの避難経路、防犯器具については日ごろよりその位置、使用方法をご確認ください。またご自身で防災用具を準備されることをお勧めします。
- ②当マンション内各所に消火器が設置されています。日ごろから設置場所、取扱方法などをご確認ください。
- ③消防法上、入居者による防火管理が定められています。入居者による防災上の役割分担など、ご協力をお願いします。また、防災訓練には積極的にご参加ください。
- ④火災警報発報の場合、火災もしくは誤報の如何にかかわらず、警備員が現場に急行し避難誘導、安全確認のため住戸に入室しますので、あらかじめご了承ください。

22 防犯について

当マンションは、警備会社による機械監視システムを導入し、セキュリティの強化につとめておりますが、保安維持のためには、入居者のご協力が不可欠です。以下の項目にご協力をお願いします。

●ご協力いただきたいこと

- ①不審者および不審物を発見された場合は、些細なこと(物)でも、管理員または管理会社までご通報ください。
- ②オートロックの操作方法および館内警備の概要、建物管理の内容、館内行事などは第三者に知られないようにご注意ください。
- ③外出の際は必ず鍵をお持ちいただき、集合玄関の出入口をご自身の鍵で開錠し入館してください。
- ④管理員または管理会社は、外部に対してはもちろん、たとえ入居者同士であっても、特定の入居者のいかなる情報に関してご案内できません。来訪者がある場合、その方へ部屋番号等、事前にご案内いただきますようお願いします。
- ⑤入居者のご依頼があっても管理員が部外者に対して、集合玄関を開錠し入館させることはできません。住戸内のインターホンで来訪者を確認されてから、入居者ご自身の責任で開錠ボタンを操作してください。
- ⑥当マンション内外とも、管理用区域には立ち入らないようお願いします。
- ⑦新聞配達、クリーニング業者、スーパー購入物の宅送、出前等のための開錠は管理員は行いません。



23 漏水等の事故防止について

当マンションは集合住宅ですので、専有部内の漏水事故は、階下の住戸へ大きな影響を及ぼすだけでなく、損害賠償の責任が発生することがあります。このような事故を未然に防ぐため次の点にご注意ください。

- ①洗濯機の故障による水漏れには十分ご注意ください。水漏れを発見した場合は早急に管理会社にお知らせください。
- ②浴槽への給湯、スロップシンクを閉栓して使用する場合等、水の溢れにご注意ください。
- ③洗面台の排水口、浴槽の排水口の清掃を定期的に行ってください。
- ④万一に備え損害保険への加入が義務づけられています。
- ⑤ベランダやバルコニー等の排水口にゴミが溜まると強降雨時に雨水管が詰まり、専用部分に浸水して損害を招くことがありますので、隨時、清掃してください。
- ⑥ベランダやバルコニーに土砂を搬入したり(開放廊下・玄関等を含む)、また大量の水を流さないでください。

なお、建物内で漏水を発見した場合は、早急に管理会社までご連絡ください。

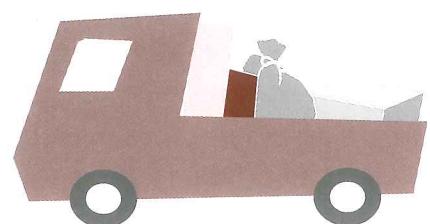


24 引越

引越の際、建物設備の保全、保安の維持、引越作業の円滑化のため、あらかじめ引越業者との打合わせが必要です。なお、引越作業時間は原則として昼間のみといたします。

ご入居・ご退去の際は、特に以下の事項を入居者の責任で引越業者に守っていただくよう徹底をお願いします。

- ①館内の搬入経路には全て養生が必要です。
養生が施されていない場合、また養生が不十分と判断された場合、引越作業は行えません。
- ②館内の構造上、各住戸玄関扉の幅・高さを上回る大きさの物品は住戸内に搬入できません。搬入までに実地にて確認してください。また、搬入ができない荷物の一時的保管場所もありませんので、特に海外からの引越の場合この点にご注意ください。また、構造上建物外部やベランダやバルコニーからの搬入はできません。
- ③周囲の道路幅員や通行規制により搬送車両のサイズが制限されます。車両停止中はエンジンを停止させてください。また、休日は近隣道路の交通規制により大型車両がマンションに到着できないこともありますので、事前の確認が必要です。また、近隣の方のご迷惑になりますので、建物周囲の公道には、待機の為であっても一切駐車できません。
- ④引越により建物設備に損傷が認められた場合、入居者の責任で復旧に関わる費用を負担していただきます。
- ⑤引越荷物開梱後のゴミは、引越当日以降であっても、必ず引越業者に持ち帰らせてください。
- ⑥退去の際は、速やかに郵便局に転居届けを提出してください。
- ⑦搬出入の際、エレベーターのサイズを超えるものは中に入れないのでください。



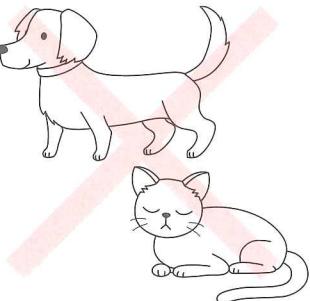
注意事項

※上記の注意事項が守られていない場合、作業の途中であっても、引越を中止していただく場合があります。

25 禁止事項

当マンションでは、集合住宅として住みよい環境を作るため特に次の事項を禁止しています。禁止事項にあたる行為が改善されない場合、建物賃貸借契約に基づき契約解除の対象になりますので、ご注意ください。

- ①専有室内を無断で修繕、改造、新設する等の行為
- ②住戸内の契約者あるいは契約書に記載された入居者以外が使用した場合
- ③危険物（油脂、金属粉、可燃物、引火物、発火物、爆発物、毒、劇薬など）の敷地建物内への持込み
- ④管理員室および立入り禁止場所への立入り
- ⑤災害・緊急時のエレベーター使用
- ⑥他の入居者および近隣に迷惑となる行為（ステレオ、ラジオ等、大音量での聴取、騒音を発生させるホームパーティ、カラオケ等、臭気の発散を伴う行為その他管理員、貸主が迷惑をおよぼすと判断した行為）
- ⑦ピアノその他の楽器の演奏
- ⑧公序良俗に反する行為
- ⑨館内における個人的な掲示物、看板、広告等の掲示
- ⑩子供の遊び場として、ラウンジ、廊下、エレベーター、駐車場等の共用部を使用すること、また自転車、キックボードその他、遊具の上記区域での使用
- ⑪本書中の各項目において禁止した事項
- ⑫建物賃貸借契約において禁止した事項
- ⑬ペットの持込み、飼育またはペットの館内共用施設への持込み（ペット可物件を除く）
- ⑭その他貸主および管理会社が通知する注意事項、禁止事項に違反する行為



26 その他、入居者様へのお願い

- ①新築物件の場合、ご入居から原則1ヶ月以内は工事による修理のみ、無料で行わせていただきますが、1ヶ月を過ぎた時点での修理、または、故意過失によるものは1ヶ月以内でも実費をいただきます。
- ②水洗トイレ使用上の注意
水洗トイレには水洗用トイレットペーパー以外（新聞、ゴム製品、ナイロン製品、綿製品）のものを流さないでください。
- ③キッチン・洗面台・トイレ等の溢水には注意してください。
- ④他人に迷惑となる行為は禁止します。
 - イ.深夜帰宅の場合はなるべく静かにする。
 - ロ.深夜（午後10時以降）のテレビ、ラジオ、ステレオ、会話の音量に注意する。
 - ハ.賭博、マージャン等近隣に迷惑となる行為を行わない。
- ⑤洗濯物は規定の場所（ベランダやバルコニーまたは室内）に干してください。
- ⑥契約後、ご入居者が暴力団関係者と判明した場合は、契約を解除します。
- ⑦各戸前廊下の清掃保持についてはご入居者の皆様にご協力いただきますようお願いします。

